

第4章

災害予防計画

第4章 災害予防計画

災害対策の目標は、災害の発生を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものであることから、災害予防責任者は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生時の未然防止のため必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるとともに、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図るものとする。

また、国、道及び町は、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

なお、災害の発生が予想される地域については、道が行う「災害危険区域現地調査実施要領」による総合的な調査に基づき、その結果をもとに町及び防災関係機関は、危険な箇所における災害防止策を講じるとともに、警戒避難体制の整備等を行うものとする。

第1 重要警戒区域及び整備計画

(1) 災害の発生が予想される重要警戒区域は、図1から図6のとおりである。

図表 重要警戒区域（箇所数）

区 分		該当箇所数	備考
土石流危険渓流		24 箇所	図表1
急傾斜地崩壊危険区域		22 箇所	図表2
雪崩危険箇所		11 箇所	図表3
山地災害危険地区	崩壊土砂流出危険地区	20 箇所	図表4
	山腹崩壊危険地区	31 箇所	図表5
高波、高潮等危険区域		20 箇所	図表6
計		128 箇所	

※ 出典：「被害想定調査（災害危険区域現地調査）の第1表～第6表より該当項目を掲載。

(2) 町内における危険物製造所等の所在は、資料編 図表7のとおりである。

図表 危険物所在（箇所数）

区分	該当箇所数	備考
危険物等	37 箇所(56 施設)	図表7

資料編〔図表等〕	<ul style="list-style-type: none"> ・土石流危険渓流（図表1） ・急傾斜地崩壊危険区域（図表2） ・雪崩危険箇所（図表3） ・崩壊土砂流出危険地区（図表4） ・山腹崩壊危険地区（図表5） ・高波、高潮等危険区域（図表6） ・危険物の貯蔵所及び取扱所等の所在一覧（図表7）
----------	---

第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画

防災関係職員及び一般住民に対する災害予防応急対策等防災知識の普及は、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

- 1 町、道及び防災関係機関は、災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、一般住民に対して防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。
- 2 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関する教育を実施するものとする。
- 3 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。
- 4 過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。
- 5 地域の防災活動におけるリーダーの育成に努めるものとする。

第2 配慮すべき事項

- 1 東日本大震災をはじめとする、我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における道民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。
- 2 要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- 3 公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

第3 普及・啓発の方法

防災知識の普及・啓発及び防災教育の推進は、次の方法により行うものとする。

- 1 各種防災訓練の参加普及
- 2 ラジオ、テレビ、IP告知端末、インターネット、防災行政無線の活用
- 3 新聞、広報誌(紙)等の活用
- 4 映画、スライド、ビデオ等の作成及び活用
- 5 広報車両の利用
- 6 テキスト、マニュアル、パンフレットの配布
- 7 研修、講習会、講演会等の開催
- 8 その他

第4 普及・啓発を要する事項

- 1 利尻富士町地域防災計画の概要

- 2 災害の予防措置
 - (1) 自助(備蓄)の心得
 - (2) 防災の心得
 - (3) 火災予防の心得
 - (4) 台風襲来時の家庭の保全方法
 - (5) 船舶等の避難措置
 - (6) その他
- 3 災害の応急措置
 - (1) 災害対策の組織、編成、分掌事項
 - (2) 災害の調査及び報告の要領、連絡方法
 - (3) 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
 - (4) 災害時の心得
 - ア 気象情報の種別と対策
 - イ 避難時の心得
 - ウ 被災世帯の心得
- 4 災害復旧措置
 - (1) 被災農作物に対する応急措置
 - (2) その他
- 5 その他必要な事項

第5 学校等教育関係機関における防災思想の普及・啓発

- 1 学校においては、児童・生徒等に対し、災害の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動(災害時における避難、保護の措置等)の習得を積極的に推進する。
- 2 学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。
- 3 学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。
- 4 児童・生徒等に対する防災教育の充実を図るため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実等に努める。
- 5 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童・生徒等の発達段階等の実体に応じた内容のものとして実施する。
- 6 社会教育においては、各種団体の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

第6 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

第2節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、災害予防責任者がそれぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して行う防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練は本計画の定めるところによる。

第1 訓練実施機関

訓練は、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長及びその他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関等」という。）の、災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して実施するものとする。

また、訓練後においても評価を行い、それを踏まえた体制の改善について検討する。

第2 訓練の種別

訓練実施機関は、それぞれ災害応急対策の万全を期するため、次に掲げる訓練を実施するものとする。

- 1 水防訓練
- 2 消防訓練
- 3 救難救助訓練
- 4 情報通信訓練
- 5 非常招集訓練
- 6 総合訓練
- 7 防災図上訓練
- 8 その他災害に関する訓練

第3 防災会議が主唱する訓練

町及び防災会議構成機関は、別に定める要領により共同して次の訓練を行うものとする。

1 防災総合訓練

防災総合訓練は、次により行うものとする。

- (1) 主 唱：町防災会議
- (2) 実施機関：防災会議構成機関及び関係市町村
- (3) 実施内容：災害救助、水防活動、大規模火災を想定した応急対策活動を中心に総合的立体的に実施する。

2 災害通信連絡訓練

災害通信連絡訓練は、次により行うものとする。

- (1) 主 唱：町防災会議
- (2) 実施機関：防災会議構成機関及び関係市町村

(3) 実施内容：通信障害時における災害情報の収集及び報告の訓練を実施する。

3 防災図上訓練

防災図上訓練は、次により行うものとする。

- (1) 主 唱：町防災会議
- (2) 実施機関：防災会議構成機関及び関係市町村
- (3) 実施内容：各種災害に対処する応急対策訓練を図上において実施する。

第4 相互応援協定に基づく訓練

町、道及び防災関係機関等は、協定締結先と相互応援の実施についての訓練を実施するものとする。

第5 民間団体等との連携

町、道及び防災関係機関等は、防災の日や防災週間等を考慮しながら、水防協力団体、自主防災組機、非常通信協議会、ボランティア及び災害時要援護者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施するものとする。

第6 複合災害に対応した訓練の実施

防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努めるものとする。

第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

町及び道は、災害時において住民の生活を確保するため、食料その他の物資の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備に努める。

第1 食料その他の物資の確保

1 町及び道は、あらかじめ食料関係機関及び保有業者と食料調達に関する協定を締結するなど、食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等の備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料の確保に努める。

また、町長は、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備(備蓄)に努める。

2 町及び道は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、3日分の食料及び飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー等の備蓄に努めるよう啓発を行う。

第2 防災資機材の整備

町及び道は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、町は、積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具等の整備に努める。

本町の整備済資機材は、資料編 図表8のとおりである。

第3 備蓄倉庫等の整備

町及び道は、防災資機材倉庫の整備に努める。

なお、本町の救援備蓄状況は、資料編 図表9のとおりである。

資料編〔図表等〕 ・ 防災資機材保有状況
救助活動用(図表8)、避難所用(図表9)
・ 応援協定一覧(条例・協定等3)

第4節 相互応援（受援）体制整備計画

災害予防責任者は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、町、道及び指定地方行政機関は、災害時におけるボランティアによる防災活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努めるものとする。

第1 基本的な考え方

災害予防責任者は、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるよう努めるものとする。併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画を策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。

第2 相互応援（受援）体制の整備

1 町

- (1) 道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。
- (2) 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。
- (3) 相互応援協定の締結に当たっては、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮するものとする。

2 北海道

- (1) 国又は他の都府県への応援要請又は他都府県に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から国又は他の都府県と災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。
- (2) 市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行なうとともに、市町村間の相互応援が円滑に進むよう、配慮するものとする。

3 消防機関

道内の消防機関相互の応援・受援が円滑に進むよう予め体制を整えておくほか、緊急消防援助隊についても実践的な訓練等を通じて、応援・受援体制の整備に努めるものとする。

4 防災関係機関等

あらかじめ、道、市町村その他防災関係機関等と連絡先の共有を図るとともに、災害対策本部との役割分担・連絡員の派遣などの連絡調整体制など、必要な準備を整えておくものとする。

第3 災害時におけるボランティア活動の環境整備

町、道及び指定地方行政機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

第5節 自主防災組織の育成等に関する計画

災害発生の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るため、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもとに住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進する。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

第1 自主防災組織

町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、住民が一致団結して、消防団と連携し、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、災害時要援護者の避難誘導等、防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

また、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努めるものとする。

第2 事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

第3 自主防災組織の編成

自主防災組織がその機能を十分に発揮するために、あらかじめ組織内の役割分担を定めておくものとする。

なお、組織の編成にあたっては、地域の実情に応じ、住民が連携できるよう適正な規模で編成す

るものとし、大規模な組織にあつては、いくつかのブロックに分け、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。

第4 自主防災組織の活動

1 平常時の活動

(1) 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え、及び災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

(2) 防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民の一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練があり、個別訓練として次のようなものが考えられる。訓練を計画する際には、地域の特性を考慮したものとする。

ア 情報収集伝達訓練

防災関係機関から情報を正確かつ迅速に住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

イ 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。

ウ 避難訓練

避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

エ 救出救護訓練

家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

オ 図上訓練

町の一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見だし、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する、地域の立場に立った図上訓練を実施する。

(3) 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

(4) 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これら資機材は災害時に速やかな応急措置をとることができるように日頃から点検を行う。

2 非常時及び災害時の活動

(1) 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して町等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

このため、あらかじめ次の事項を決めておくようにする。

ア 連絡をとる防災関係機関

イ 防災関係機関との連絡のための手段

ウ 防災関係機関の情報を地域に伝達する責任者及びルート

また、避難場所へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止にあたる。

(2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努めるようにする。

(3) 救出救護活動の実施

がけ崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときは、町等に通報するとともに、二次災害に十分注意し、救出活動に努めるようにする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とするものがあるときは、救護所等へ搬送する。

(4) 避難の実施

町長等から避難勧告、避難指示や避難行動に時間を要する災害時要援護者などに対する避難準備情報が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、火災、がけ崩れ、地すべり等に注意しながら迅速かつ円滑に避難場所へ誘導する。

なお、高齢者、幼児、病人その他自力で避難することが困難な者に対しては、地域の協力のもとに避難させる。

(5) 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊出しや救援物資の配布が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、町等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

第6節 避難体制整備計画

災害から住民の生命、身体を保護するための避難路、避難場所、避難所の確保及び整備等については本計画の定めるところによる。

第1 避難誘導體制の構築

- 1 町は、大規模火災、風水害、地震、津波等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難路を予め指定し、その整備を図るとともに、避難経路や避難場所、避難所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。
- 2 町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定や、被災者の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、具体的な手順を定めるよう努めるものとする。
- 3 町は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。
- 4 町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育所等の施設間との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

第2 避難場所の確保等

- 1 町は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、次の異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害発生時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮する。
- 2 学校を避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- 3 指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- 4 町は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなると認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消すものとする。
- 5 町長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示しなければならない。

基準		異常な現象		崖崩れ・土石流・地滑り	大規模な火事	洪水	高潮	内水氾濫(※1)	噴火に伴い発生する火山現象(※2)	津波	地震	
		居住者等に解放され、居住者等受入用部分等(*)について物品の設置又は地震による落下、転倒、移動等の事由により避難上の支障を生じさせないもの										
管理の基準		<p>居住者等に解放され、居住者等受入用部分等(*)について物品の設置又は地震による落下、転倒、移動等の事由により避難上の支障を生じさせないもの</p> <p style="text-align: center;">* 下記a2の場合、居住者等受入用部分等には、当該部分までの避難上有効な階段等の経路が含まれる</p>										
施設の構造の基準 又は 立地の基準 (A)・(B)いずれに該当	構造(A)	<p>想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等受入用部分が配置され、かつ、当該居住者等受入用部分までの避難上有効な階段等の経路がある(a2)</p> <p>異常な現象による水圧、波力、振動、衝撃等が作用する力によって、施設の構造耐力上支障のある事態(損壊、転倒、滑動、沈下等)を生じない構造のもの(a1)</p> <p>施設が地震に対して安全な構造のものとして地震に対する安全性に係る建築基準法等(※3)に適合するもの(a3)</p>										
	立地(B)	<p>安全区域内(人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内)にある</p> <p>当該場所又はその周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物・工作物等がない</p>										

※1 一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道等の排水施設又は河川等の公共の水域に雨水を排水できないことによる浸水
 ※2 火砕流、溶岩流、噴石、泥石流等
 ※3 建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定

第3 避難所の確保等

1 町は、災害が発生した場合に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定する。

規模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
構造	速やかに、被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること。
立地	想定された災害による影響が比較的少ない場所にあること。
交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

2 町は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定する。

- (1) 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
- (2) 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。

(3) 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

3 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

4 町は、避難所の指定にあたっては、次の事項について努めるものとする。

(1) 避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておく。

(2) 町内の施設を活用し、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。

(3) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

5 指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。

6 町は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定避難所の指定を取り消すものとする。

7 町長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示するものとし、当該通知を受けた知事は、その旨を内閣総理大臣に報告する。

第4 避難計画の策定等

1 避難勧告等の具体的な発令基準の策定

町は、避難指示、避難勧告、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者・支援者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備情報等について、河川管理者、水防管理者、稚内气象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や具体的な判断基準、迅速・的確な避難行動に結びつける伝達内容・方法を明確にしたマニュアル等の作成に努めるものとする。

2 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民への周知

町長は、住民の円滑な避難を確保するため、水防法に基づく浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 町の避難計画

町は、主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。

また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。

(1) 避難指示・避難勧告・避難準備情報を発令する基準及び伝達方法

※「利尻富士町避難勧告等の判断・伝達マニュアル」(土砂災害編)(資料・マニュアル等1)

(2) 避難場所・避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

(3) 避難場所・避難所への経路及び誘導方法(観光地などについては、観光入り込み客対策を含む)

(4) 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制

(5) 避難場所・避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項

ア 給水、給食措置

イ 毛布、寝具等の支給

ウ 衣料、日用必需品の支給

エ 暖房及び発電機用燃料の確保

オ 負傷者に対する応急救護

(6) 避難場所・避難所の管理に関する事項

ア 避難中の秩序保持

イ 住民の避難状況の把握

ウ 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達

エ 避難住民に対する各種相談業務

(7) 避難に関する広報

ア IP 告知端末、防災行政無線、ホームページ、SNS 等による周知

イ 広報車(消防、警察車両の出動要請を含む)による周知

ウ 避難誘導者による現地広報

エ 住民組織を通じた広報

4 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後は、避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者や避難所への収容状況などの把握に支障を生じることが想定される。

このため、避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、災害時用の住民台帳(データベース)など、避難状況を把握するためのシステムを整備に努めるものとする。なお、個人データの取り扱いには十分留意するものとする。

第5 防災上重要な施設の管理等

学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、主に次の事項に留意して予め避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

- (1) 避難の場所(避難場所、避難所)
- (2) 経路
- (3) 移送の方法
- (4) 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法
- (5) 保健、衛生及び給食等の実施方法
- (6) 暖房及び発電機の燃料確保の方法

第6 公共用地等の有効活用への配慮

北海道財務局、道および町は、相互に連携しつつ、避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

資料編〔図表等〕 ・ 避難場所 (図表 10～12)

第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

災害発生時における要配慮者の安全の確保等については、本計画の定めるところによる。

第1 安全対策

災害発生時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等が、被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られることから、道、市町村及び社会福祉施設等の管理者は、これら要配慮者の安全の確保等を図るため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

1 町の対策

町は、防災担当部局と福祉担当部局をはじめとする関係部局の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難支援計画の策定や避難行動要支援者名簿の作成・定期的に更新を行うものとする。

また、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進するものとする。

(1) 全体計画・地域防災計画の策定

町は避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、重要事項については、町地域防災計画に定めるとともに、細目的な部分も含め、町地域防災計画の下位計画として全体計画を定める。

(2) 要配慮者の把握

町は、要配慮者について、町の関係部局における要介護高齢者や障がい者等の関連する情報を整理、把握しておく。

(3) 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報共有

町は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲について、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮した要件を設定した上で、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者名簿の情報について、適宜最新の状態に保つよう努めるとともに、その情報を町及び避難支援等関係者間で共有する。

(4) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

町は、平常時から名簿を提供することに同意を得られた避難行動要支援者について、避難支援等関係者に名簿を提供するとともに、名簿情報の漏えいの防止等情報管理に関し必要な措置

を講ずる。

(5) 個別計画の策定

町は、地域の特性や実情を踏まえつつ、避難行動要支援者名簿の情報に基づき、発災時に避難支援を行う援助者や避難支援の方法、避難場所、避難経路等、具体的な避難方法等についての個別計画を策定するよう努める。

(6) 避難行動支援に係る地域防災力の向上

町は、地域の実情に応じ、要配慮者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(7) 福祉避難所の指定

町は、町内施設を活用し、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。

2 社会福祉施設等の対策

(1) 防災設備等の整備

施設管理者は、社会福祉施設等の利用者や入所者が、寝たきりの高齢者や障がい者等の要配慮者であるため、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、施設管理者は、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水・医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要の防災資機材の整備に努める。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において、迅速かつ的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における利尻礼文消防事務組合(利尻富士支署)等への通報連絡や入所者の避難誘導体制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、平常時から町との連携の下に、近隣市町村の施設も含めて入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制の整備に努める。

(3) 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、利尻礼文消防事務組合(利尻富士支署)等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、町の指導の下に緊急連絡体制を整える。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施する。

また、施設管理者は、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動がとれるよう、

各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的実施するよう努める。

第2 外国人に対する対策

町及び道は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人をいわゆる要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、外国人登録等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

- 1 多言語による広報の充実
- 2 避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- 3 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施

第8節 情報収集・伝達体制整備計画

平時における防災関係機関等の情報交換及び情報伝達体制の整備等については、本計画に定めるところによる。

第1 防災会議構成機関

1 情報等の収集及び連絡を迅速、かつ、的確に行うため、気象等特別警報・警報・注意報及び災害情報等の取扱い要領を定め、災害発生時に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定め、予め防災会議会長に報告するものとする。

2 情報に関し必要とする資料その他を積極的に防災会議構成員間で共有するとともに、地域防災計画(資料編)に掲載するよう努める。

3 災害の予測・予知や災害研究を推進するため、それぞれの機関が所有する計測・観測データや危険情報などの災害予測に資する情報を必要とする機関に提供するとともに、これら情報の多角的な活用に向け、関係機関は情報を共有化するため通信ネットワークのデジタル化を推進するとともに、全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備に対応したシステムの構築に努めるものとする。

第2 町及び防災関係機関

1 要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立化する危険のある地域の被災者、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。

2 被災地における情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うための手段として、IP 告知端末や防災行政無線、インターネットを活用して、収集・伝達手段の多重化・多様化など災害時要援護者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

第9節 建築物災害予防計画

風水害、地震、火災等の災害から、建築物を防御するため必要な措置事項については、本計画の定めるところによる。

第1 予防対策

建築物の密度が高く火災危険度の高い市街地において、地域内の建築物を防火構造とするなど、不燃化対策に努める。

また、災害による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、強風等による落下物の防止対策及び敷地の安全性の確保・建築物の浸水対策を講ずる。

第2 がけ地に近接する建築物の防災対策

町は、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに、既存の危険住宅については、がけ地近接住宅移転事業制度等を活用し、安全な場所への移転促進を図るものとする。

第3 文化財の災害予防

町は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

第10節 消防計画

消防の任務は、その施設及び人員を活用して住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災、地震等災害を防御し、その被害を軽減することにある。

第1 消防体制の整備

1 消防計画の充実

町は、消防の任務を遂行するため、地域防災計画の内容を踏まえ、各種災害に対し、効果的な消防活動を行えるよう町消防計画の一層の充実を図る。

2 火災防御対策

町の作成する消防計画の内容は、火災予防及び火災防御を中核とした消防の業務計画とし、さらに利尻礼文消防事務組合(利尻富士支署)が火災以外の災害の防除又は発生による被害を軽減するための事項を具備した全体計画とし、各種災害の対応に万全を期す。

3 消防の対応力の強化

町は、複雑多様化、高度化する消防業務に対応できる体制を確立するため、「北海道消防広域化推進計画」を踏まえながら、消防の対応力強化に向けて消防業務の高度化を推進する。

第2 消防力の整備

町は、消防活動の万全を期するため、消防力の整備指針を参考に、実態に即応する消防施設並びに人員の整備充実を図るとともに、大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材の整備の推進に努めるものとする。

また、消防水利の基準に定める所要の水利の整備充実を図るとともに、常にこれを有効に使用できるように維持管理の適正を図る。

第3 消防職員及び消防団員の教育訓練

町及び道は、消防職員及び消防団員に対し、資質の向上、体力の錬成と第一線防災活動の充実強化を図るため、消防学校等において「消防学校における教育訓練の基準」等に基づく教育訓練を実施する。

第4 広域消防応援体制

利尻礼文消防事務組合(利尻富士支署)は、大規模な火災など単独では十分な災害応急対策を実施できない場合に備え、相互に応援できる体制を整備するとともに、災害発生時においては、必要に応じ消防機関の応援協定や「第5章 第28節 広域応援計画」に基づき、他の消防機関、他市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

第5 消防計画

被害軽減に寄与するための必要な事項については、別に定める「消防計画」によるものとする。

- | | |
|-------------|---------------------------------------|
| 資料編〔図表等〕 | ・消防組織及び消防施設の現況（図表 13） |
| 資料編〔条例・協定等〕 | ・北海道消防防災ヘリコプター応援協定（条例・協定等 4） |
| | ・災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定（条例・協定等 5） |
| | ・北海道広域消防相互応援協定（条例・協定等 6） |

第11節 水害予防計画

水害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るための予防対策上必要な措置等については、本計画の定めるところによる。

第1 水防区域

町内河川のうち、水防区域は、資料編 図表 14 のとおりである。

資料編〔図表等〕 ・ 水防区域（図表 14）

第2 予防対策

町は、次のとおり予防対策を実施するものとする。

なお、融雪出水に係る水害の予防対策は、「第4章 第4節 融雪災害予防計画」による。

1 基本方針

洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため、河川改修事業等の治水事業を推進するものとする。

また、特に水防上警戒を要する区域などについて、河川監視を随時実施するなど河川の管理に万全を期するとともに、必要に応じて水防拠点を整備するものとする。

2 予防対策

(1) 特別警報、警報、注意報並びに情報等を迅速に住民に伝達するため、係事業者の協力を得つつ、IP 告知端末、防災行政無線、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ホームページ、SNS 等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、水防上警戒を要する区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図る。

(2) 浸水想定区域の指定のあったときは、次の事項を定める。

ア 当該浸水想定区域ごとの水位情報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

イ 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある災害時配慮者が利用する施設の名称及び所在地

(3) 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある災害時配慮者が利用する施設については、当該施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定める。

(4) 町長は、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある災害時配慮者が利用する施設の名称及び所在地について住民に周知させるための必要な措置を講じる。

第3 水防計画

この計画は、水防法(昭和24年法律第193号、以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づき、当町における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、洪水に際し、水災の警戒、防ぎよにより被害を軽減し、公共の安全を保持することを目的とする。

1 水防の責務

水防法に定める関係機関及び一般住民等に対する水防上の責務の大綱は次のとおりとする。

(1) 町(水防管理者)の責務

町は、水防法第3条の規定に基づき、水防管理団体として、町の区域内における水防を十分果たす責任を有する。

2 水防組織

「第3章 第1節 組織計画」に定めるところに準じ、水防本部により水防に関する事務を処理するものとする。

3 水防本部の所轄事務

水防本部による水防に関する事務は、「第3章 第1節 組織計画」に定めるところに準じ所轄するものとする。

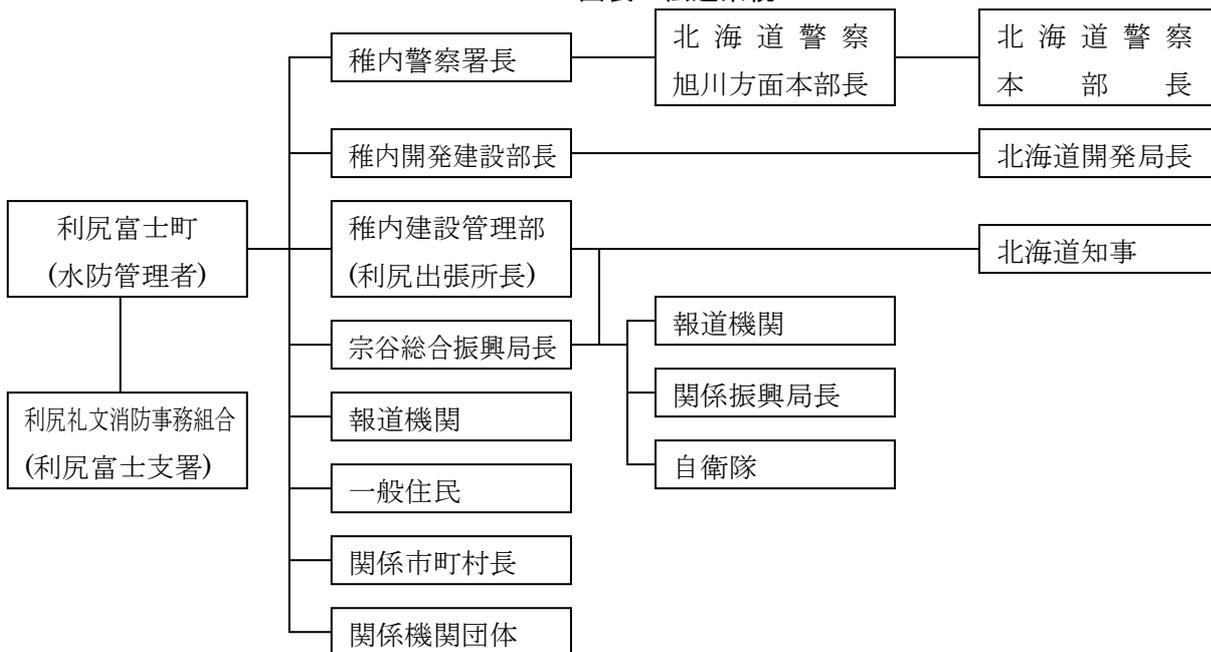
4 雨量、水位観測所

迅速かつ的確な水防活動を行うため、相当の雨量があると認めたときは観測機関又は観測担当者と連絡をとり、その状況を把握しておくものとする。

5 決壊通報

堤防等が決壊した場合は、水防管理者又は利尻礼文消防事務組合利尻富士支署長は、直ちに次の系統図により通報するものとする。

図表 伝達系統



6 洪水警戒情報の伝達

警戒情報及び避難勧告、指示等の情報は、ラジオやテレビ、IP告知端末、防災行政無線、広報車、サイレン等によって行う。なお、水防活動に用いる水防信号は、次によるものとする。

	警鐘信号	サイレン	摘 要
第1信号	● 休 止 ● 休 止 ● 休 止	約 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ●—休止—●—休止—●—休止—●—休止	気象官署から洪水警報を受けたとき又は、警戒水位になったとき
第2信号	● — ● — ● ● — ● — ●	約 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ●—休止—●—休止—●—休止—●—休止	消防団員等の全員出動 (消防機関、水防団等)
第3信号	●—●—●—● ●—●—●—●	約 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 ●—休止—●—休止—●—休止—●—休止	町の区域内に居住する者の出動信号
第4信号	乱 打	約 1分 5秒 1分 ●—休止—●—	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退きを知らせる信号

(備考)1 信号は、適宜の時間継続すること。

2 必要があれば警鐘及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。

3 危険が去ったときは、口頭伝達又は広報車等のより周知させるものとする。

7 主要資機材の備蓄

町は水防活動に必要な資機材を緊急時に円滑に調達できるよう、調査・配置をしておくものとする。

8 非常監視及び警戒

現地災害対策本部は、水防管理者が非常配備を指令したときは、町内の水防区域内を巡視し、監警戒を厳重に行い、異常を発見したときは直ちに水防管理者に報告するものとし、水防管理者は速やかに当該河川管理者に連絡するものとする。

監視警戒にあたり、特に留意する事項は、次のとおりである。

- (1) 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及びびがけ崩れ
- (2) 川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂及びびがけ崩れ
- (3) 上面の亀裂又は沈下
- (4) 堤防の水があふれる状況
- (5) 橋梁とその他構造物と堤防の取付部分の異常
- (6) ため池等については、(1)～(6)までのほか、次の事項について注意するものとする。

ア 取入口の閉塞状況 エ 余水及び放水路付近の状況

- イ 流域の山崩れの状態 オ 樋管の漏水による亀裂及びがけ崩れ
- ウ 流入水及び浮遊物の状況

9 非常配備体制

(1) 町長は、次に掲げる場合に非常配備の体制をとるものとする。

- ア 町長は水防活動を必要とする場合
- イ 知事から指示があったとき

(2) 非常配備の体制は、「第3章 第1節 組織計画」による。

本部長は、非常配備を指令したときは、水防関係機関に対し通知するとともに、巡視員を増員して重要水防区域の監視を厳重にし、異常を発見したときは直ちに関係機関に報告するとともに、速やかに水防作業を実施しなければならない。

10 警戒区域の設定

(1) 利尻礼文消防事務組合(利尻富士支署)は、水防上緊急の必要がある場合に警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立ち入りを禁止、若しくは制限をし、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

この場合には、速やかに警察署その他の関係機関に連絡し、消防職員又は警察官により危険防止対策を行うものとする。

(2) 前記に定める区域において、町及び利尻礼文消防事務組合(利尻富士支署)に属する者がいないとき、又はこれらの者から要請があったときは、警察官は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

11 水防作業

水防工法を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防、構造、護岸の状態等を考慮して、最も適切な工法を選択し迅速・的確に作業を実施するものとする。

その工法はおおむね次のとおりとする。

- (1) 土俵の積み上げ
- (2) 木流し、三基枠等による増破防止
- (3) 土木用重機械による河床整理及び堤防築設
- (4) 流木、堆積物等障害物の除去
- (5) 決壊部へのビニールシート等の被覆

12 水防解除

本部長は、水位が警戒水位以下となり、かつ災害発生の危険がなくなったときは、水防の警戒体制を解除し、これを住民に周知するものとする。

13 水防報告

(1) 水防報告

水防管理者(町長)は、次に定める事態が発生したときは、速やかに宗谷総合振興局長に報告するものとする。

- ア 消防機関を出動させるとき

- イ 他の水防管理団体に応援を要請したとき
 - ウ その他報告が必要と認める事態が発生したとき
- (2) 水防活動実施報告

水防活動が終了したときは速やかに記録を整理するとともに、資料編に掲載する水防活動実施報告を翌月5日までに宗谷総合振興局長に2部提出するものとする。

資料編〔様式〕 ・ 水防活動実施報告（様式1）

第12節 風害予防計画

風による公共施設、建築物、構造物等の災害の予防については、本計画の定めるところによる。

第1 予防対策

1 台風及び竜巻等突風による風害の予防は、その経路等により予想し得る気象状況を早期に把握して、臨機に対応できる措置を講じるものとする。

2 学校及び保育所や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮する。また、家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて町は施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を図る。(家屋、その他建築物の倒壊防止、緊急措置の方法)

- (1) 戸、窓、壁等には、すじかい、支柱等の補強材による応急的な補強工事を行う。
- (2) 倒壊のおそれがある建物は、ひかえ柱の取り付け、ロープ張り、大きなすじかいの打ち付け等をする。
- (3) 煙突、看板、塀、立木等を針金等で補強する。
- (4) 電灯引き込み線がたるんでいないか点検し、破損したものは直ちに電力会社に連絡する。

3 台風等による漁業生産施設等の風害防止のため、漁業施設等の管理者や漁業者に対して、風害防止のための管理方法の周知指導を実施する。

第13節 雪害予防計画

大雪、暴風雪及びなだれ等の災害(以下「雪害」という。)に対処するための予防対策及び応急対策は、防災関係機関の相互に連携し、「北海道雪害対策実施要綱」に準じて、次に定めるところにより実施する。

第1 町の体制

町は、雪害対策を積極的に実施するため、北海道雪害対策実施要綱に準じ、所要の対策を講じるとともに、特に次の事項につき十分留意する。

- 1 雪害対策の体制及び窓口を明確にすること
- 2 雪害情報の連絡体制を確立すること
- 3 災害警戒区域等の警戒体制を確立すること
- 4 積雪における消防体制を確立すること
- 5 雪害時に適切な避難勧告・指示ができるようにしておくこと
- 6 雪害発生時における避難、救出、給水、食料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること
- 7 孤立予想地域に対しては、次の対策を講ずること
 - (1) 食料の供給対策
 - (2) 医療助産対策
 - (3) 応急教育対策
- 8 除雪機械、通信施設の整備点検を行うこと
- 9 雪捨場の設定にあたっては、交通障害及び溢水災害等の発生予防について十分な配慮をすること

第2 予防対策

1 除雪路線実施区分

(1) 除雪路線は、特に交通確保を必要と認める主要路線について、次の区分により分担して除雪を実施するものとする。

ア 道道は、北海道が行う。

イ 町道は、利尻富士町が行う。

(2) 町が管理する道路で冬期間除雪を行い、交通を確保する除雪作業の基準は下記のとおりである。

区分	交通量	除雪目標
第1種	1,000 台/日以上	2 車線以上の所定幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は交通を確保する。 異常降雪時には、極力 2 車線確保を図る。
第2種	300~1,000 台/日以上	2 車線(5.5m)以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。 異常降雪時には、極力 1 車線確保を図る。
第3種	300 台/日以上	2 車線幅員を確保することを原則とし、夜間除雪は実施しない。状況によっては 1 車線(4.0m)幅員で待避所を設ける。 異常降雪時には、一時通行止めとすることもやむを得ないものとする。
歩道除雪		所定幅員を確保する。 異常降雪時は、降雪後速やかに歩行に支障のない幅員を確保する。

ア 除雪指定計画路線

除雪指定計画路線は、年度ごとの除雪計画により実施するものとする。

イ 交通途絶地区の緊急対策

積雪がはなはだしく、交通が途絶している地区において、急患又は食料の補給困難な事態が発生し、町の救援を必要とする旨の連絡を受けたときは、町長は関係機関と協力して、速やかに救援の措置をとるものとする。

2 気象観測及び情報収集

町は、稚内地方気象台が発表する予警報及び気象情報等を勘案し、必要と認める場合は、本計画に定める非常配備体制に入る。

町は、雪害発生時における避難、救助、給水、食料供給及び防疫等の応急措置の体制を事前に検討しておく。

第14節 融雪災害予防計画

融雪による河川の出水災害(以下「融雪災害」という。)に対処するための予防対策及び応急対策は、防災関係機関が相互に連携し、「北海道融雪災害対策実施要綱」に準じて、本計画の定めるところによる。

第1 町の体制

町は、融雪災害対策を積極的に実施するため、北海道融雪災害対策実施要綱に準じ所要の措置を講じるとともに、特に次の事項に十分留意する。

- (1) 融雪災害対策の体制及び窓口を明確にすること
- (2) 気象情報及び融雪状況の把握に努め、連絡体制を確立すること
- (3) 融雪出水、雪崩、がけ崩れ、地すべり発生予想箇所の警戒体制を確立すること
- (4) 融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破碎等障害物の除去に努め、流下能力を確保すること
- (5) 融雪災害時に適切な避難勧告・指示ができるようにしておくこと
- (6) 災害の発生又は発生のおそれのある場合における連絡体制及び出動体制並びに避難救助体制を確立すること
- (7) 水防資機材、通信連絡施設の整備点検を行うこと
- (8) 道路側溝及び排水溝などの流下能力確保のため、住民協力による氷割デー、河道清掃デー等の設定に努めること
- (9) 融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が得られるよう、水防思想の普及徹底に努めること

第2 予防対策

1 気象情報及び積雪状況の把握

- (1) 町は、融雪期においては稚内地方気象台と緊密な連絡をとり、地域内の降積及び積雪の状況を的確に把握するとともに、低気圧の発生及び経路の状況又は降雨及び気温の上昇等気象状況に留意し、融雪出水の予測に努めるものとする。
- (2) 町は、融雪期においては稚内地方気象台と緊密な連絡を取り、地域内の降積雪の状況を的確に掌握するとともに、低気圧の発生及び経路の状況または降雨及び気温の上昇等気象状況に留意し、融雪出水の予測に努める。

2 融雪出水対策

- (1) 町は、「第4章 第1 重要警戒区域及び整備計画」に定める重要水防警戒区域及びその他の地区の融雪による危険を事前に察知し、被害の拡大を防ぐため、次により万全の措置を講ずるものとする。

ア 町及び利尻礼文消防事務組合(利尻富士支署)は、地区住民の協力を得て、既往の被害箇所その他の予想される危険区域を中心に巡視警戒を行うものとする。

イ 町は、警察その他関係機関と緊密な連絡をとり、危険区域の水防作業及び避難救出方法等

を事前に検討しておくものとする。

また、河川が融雪、結氷、捨雪及び塵芥等により河道が著しく狭められ出水による災害が予想される場合は、融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破碎等障害物の除去に努め、あわせて、樋門、樋管等河川管理施設の整備点検を十分行うとともに、堰、水門等河川工作物の管理者並びに河川の上流部に集積している木材の搬出等について関係者に指導を行い、流下能力の確保を図るものとする。

ウ 町は、被災地における避難経路及び避難場所を住民に十分周知させるとともに、避難について収容施設の管理者と協議しておくものとする。

3 雪崩等予防対策

- (1) 道路管理者は、地区住民、児童・生徒及びドライバーに対し、積極的に広報活動を行うほか、気象情報を把握し、雪崩の発生が予想される場合は、関係機関との緊密な連絡を保ち、迅速に当該道路の交通規制等の措置を講ずるものとする。
- (2) がけ等の管理者は、がけ崩れ及び地すべりの発生予想箇所のパトロールを強化するものとする。

4 交通の確保

- (1) 道路管理者は、積雪、結氷、滞留水等により道路交通が阻害されるおそれがあるときは、道路の除排雪、結氷の破碎等障害物の除去に努め、道路の効率的な活用を図るものとする。
- (2) 道路管理者は、積雪、捨雪及びじんかい等により道路側溝の機能が低下し、溢水災害が発生するのを防止するため、融雪出水前に道路側溝内の障害物の除去に努め、排水能力の確保を図るものとする。

5 広報活動

町及び関係機関は、融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が十分得られるよう、あらゆる広報媒体を通じ、水防思想の普及徹底に努めるものとする。

第3 応急対策

防災関係機関は、融雪出水、雪崩等による災害が発生した場合は、お互いに緊密な連携を保ち、所要の措置を講ずる。また、必要に応じ住民の避難等の応急対策を行う。

第15節 流水被害対応対策計画

流水が接岸し、又は接岸が予想され被害等が発生するおそれがある場合、その予防対応策については、本計画の定めるところによる。

第1 町の体制

町内において、流水が接岸し、又は接岸が予想されて被害等が発生するおそれがある場合に、関連して発生する諸問題に迅速に対応するため、「流水対策連絡会議」(以下「連絡会議」)を設置し、関係機関と連携して情報を収集し、対応策等について協議する。

1 組織

連絡会議の議長を副町長とし、組織体制及び所掌事務等は次のとおりとする。

構成	所管課	所掌事務
議長 副町長	総括班 総務課 鬼脇支所	1 連絡会議の設置・運営及び庶務に関する事 2 流水日報及び情報の総括に関する事 3 各課及び関係機関との連絡調整に関する事 4 交通網の実態把握及び対策に関する事 5 海上保安部との連絡調整に関する事 6 報道機関等との連絡調整に関する事
	生活班 福祉課	1 生活必需品等の実態把握及び確保に関する事 2 医療品、その他衛生資材等の確保に関する事
	産業班 産業建設課 (商工観光係)	1 生活必需品等の流通に関し、商工業者等からの情報収集に関する事 2 燃油等の備蓄の把握及び確保に関する事
産業班	産業建設課	1 産業用資材等の実態把握及び確保に関する事 2 交通網の実態把握とその他の対策に関する事 3 水産関係の実態把握及び対策に関する事 4 接岸状況等の把握及び監視に関する事 5 総括班との連携により、関係機関の情報収集に関する事

2 設置及び廃止

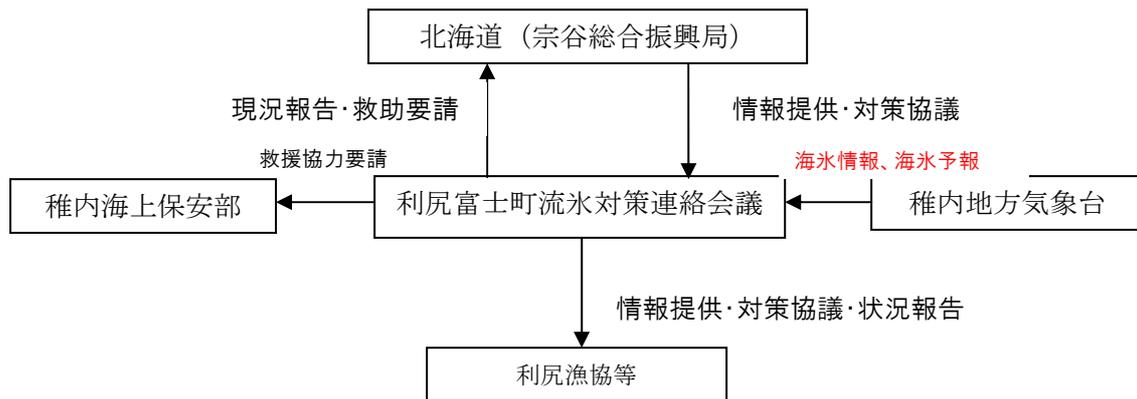
(1) 設置

副町長は、第1により設置の必要があると認めるとき、連絡会議を設置する。

(2) 廃止

副町長は、被害のおそれ等がなくなり、連絡会議の活動が完了したと認めるとき、又は利尻富士町災害対策本部が設置されたとき、連絡会議を廃止する。

図表 関係機関連絡系統図



3 情報等の通報及び伝達

流氷が接岸あるいは接岸のおそれのある情報を入手した場合は、ただちに関係機関等へ周知するとともに、IP 告知端末・防災行政無線・インターネット・広報車等により、町民に情報提供を促し、被害を未然防止に努めるものとする

第16節 高波、高潮災害予防計画

高波、高潮による災害の予防については、本計画の定めるところによる。

第1 高波、高潮、津波等危険区域

町内の、高波、高潮、津波等危険区域は、資料編 図表 6 のとおりである。

資料編〔図表等〕 ・高波、高潮、津波等危険区域（図表 6）

第2 町の体制

町は、次のとおり予防対策を実施するものとする。

- (1) 高潮警報等を迅速に住民に伝達するため、関係事業者の協力を得つつ、IP 告知端末、防災行政無線、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、テレビ、ラジオ（コミュニティ FM 放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ホームページ、SNS 等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、高波、高潮、津波等危険区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図るものとする。
- (2) 住民に対し高波、高潮、津波等危険区域の周知に努めるとともに、防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

第17節 土砂災害予防計画

土砂災害の予防については、本計画の定めるところによる。

第1 現況

「第4章 第1 重要警戒区域及び整備計画」の定めによる。

第2 予防対策

町は、道との連携のもと、山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備を行うとともに、山地災害危険地区の周知等、次のとおり総合的な山地災害対策を推進するものとする。

- 1 警戒区域等の指定があったときは、防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに情報収集及び伝達、予警報の発令及び伝達、避難、救助、その他当該区域の土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制等について、防災計画に定め、住民の安全を確保するものとする。
- 2 防災計画において、警戒区域内に主として高齢者等の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害警戒情報、大雨警報(土砂災害)、土砂災害に関する気象情報等、予報の伝達方法を定めるものとする。

第3 形態別予防計画

土地の高度利用と開発に伴い、地滑りやがけ崩れ等土砂災害が多発する傾向にあり、ひとたび、土砂災害が発生すると、多くの住家、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるおそれがあるため、次のとおり地すべり防止の予防対策を実施するものとする。

1 地すべり・がけ崩れ等予防計画

町及び防災関係機関は、住民に対し、土砂災害警戒区域、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険箇所の周知に努めるとともに、地すべり防止工事、急傾斜地崩壊防止工事、治山事業等を計画的に行うよう努めるものとする。

また、定期的な巡回を行い、斜面等の異常・急傾斜地の異常(亀裂、湧水、噴水、濁り水)が発生した場合は、速やかに住民に周知し、避難を呼びかける。さらに、住民自身による防災措置(異常報告、自主避難、不安定な土壌・浮石等の除去、水路の清掃等)などの周知・啓発を図るものとする。

2 土石流予防計画

町及び防災関係機関は、土砂災害警戒区域及び土石流危険渓流及び崩壊土砂流出危険地区に係る砂防・治山事業を計画的に行うよう努め、定期的に点検するものとする。また、土石流危険渓流の周知に努めるとともに、河川等の異常(山鳴、水位の急激な減少、急激な濁り等)が発生した場

合は、速やかに住民に周知し、避難を呼びかけるとともに、住民自身による防災措置(自主避難等)などの周知・啓発を図るものとする。

第4 土砂災害警戒情報の伝達

1 土砂災害警戒情報の目的

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときに、町長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、住民の自主避難を支援することを目的とする。

2 土砂災害警戒情報の発表

土砂災害警戒情報は、気象業務法(昭和27年法律第165号)第11条の規定に基づく大雨警報または大雨特別警報の解説と、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第40条及び第55条に基づく地域防災活動に即した市町村への通知を統合した情報であり、稚内地方気象台と稚内建設管理部が共同で作成、発表される。

3 発表対象地域

道内の全市町村を発表対象地域とし、市町村単位で発表される。

4 発表基準

土砂災害警戒情報の発表基準は、それぞれ以下のとおりとする。

(1) 警戒基準

大雨警報(土砂災害)発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出した降雨指標が監視基準に達したときとする。また、警報の切り替え等各種情報を勘案して、より厳重な警戒を呼びかける必要があると認められる場合、土砂災害への警戒を改めて呼びかける必要があると認められる場合等には、道(稚内建設管理部)と気象台(稚内地方気象台)が協議のうえ、土砂災害警戒情報を発表する。

(2) 警戒解除基準

降雨指標が警戒基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、土壌雨量指数や土砂災害の発生状況等を考慮し、道(稚内建設管理部)と気象台(稚内地方気象台)が協議のうえで警戒を解除する。

5 利用にあたっての留意事項

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。従って、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模

等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。

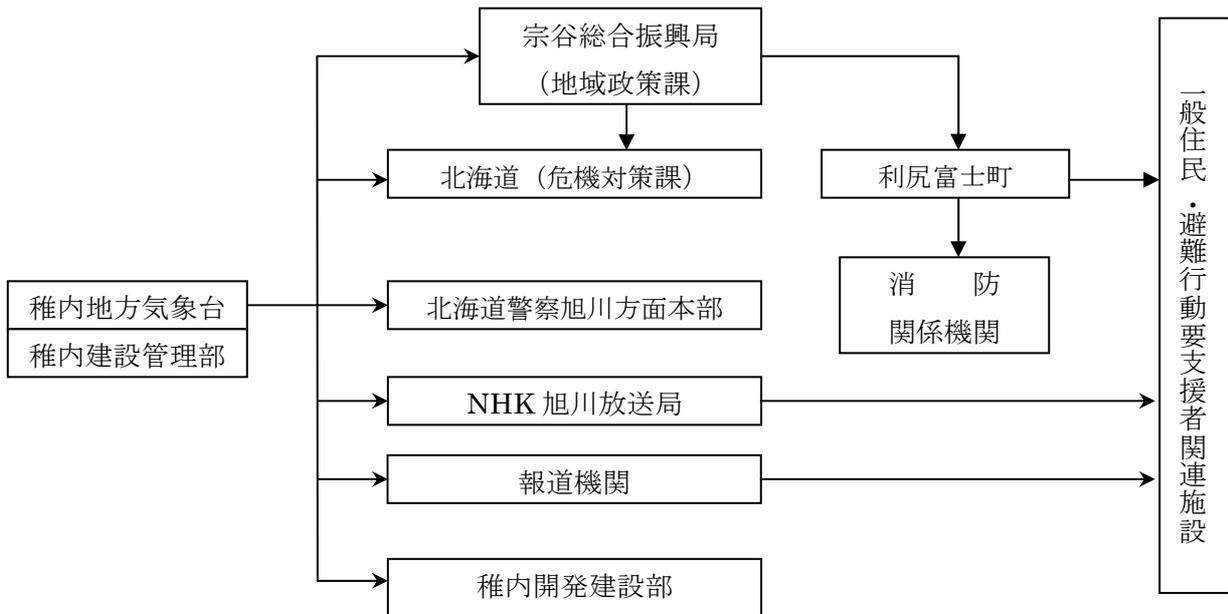
また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意する。

6 土砂災害警戒情報に係る町の対応

町長は、避難勧告等の発令にあたり、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の溪流・斜面の状況、気象状況等も合わせて総合的に判断を行う。

7 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報の連絡系統・情報提供は次の図のとおりとする。



※ 大雨警報(土砂災害)発表後、さらに土砂災害の危険性が高まった場合、土砂災害警戒情報を発表

第18節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、町及び道、防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害の軽減に努める。

第1 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、町及び道、防災関係機関は、「北海道雪害対策実施要綱」に基づき、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

第2 交通の確保

1 道路交通の確保

災害発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、町及び道の道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

(1) 除雪体制の強化

ア 道路管理者は、道道、町道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を作成する。

イ 道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

(2) 積雪寒冷地に適した道路整備の推進

ア 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備を推進する。

イ 道路管理者は、雪崩や地吹雪等による交通障害を予防するため、雪崩防止柵や防雪柵等防雪施設の整備を推進する。

2 航空輸送の確保

災害による道路交通の一時的なマヒにより、孤立する集落が発生することが予想されるため、道及び防災関係機関は、孤立集落に対するヘリコプター等による航空輸送の確保を図る。

(1) 緊急時ヘリポートの確保

町及び道は、緊急事態に対処するためのヘリポート確保を促進するとともに、除雪体制の強化を図る。

第3 雪に強いまちづくりの推進

1 家屋倒壊の防止

町及び道は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

2 積雪期における避難場所、避難路の確保

町及び道、防災関係機関は、積雪期における避難所、避難路の確保に努める。

第4 寒冷対策の推進

1 避難所対策

町は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材(長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等)の備蓄に努める。

また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

2 被災者及び避難者対策

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める。

また、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のための長期対策を検討する。

第19節 複合災害に関する計画

町、道をはじめとする防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

第1 予防対策

- 1 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実や、防災関係機関相互の連携強化に努めるものとする。
- 2 防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実にも努めるものとする。（第2節第6再掲）
- 3 道及び市町村は、複合災害時における道民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。